

上下水道料金の納付にご理解・ご協力を

上下水道料金は、2カ月に1度検針をして翌月10日に納付書を発行し、その月の月末が納期限となります。納付が滞り未納額が膨らむと、ますます支払いが困難となりますので、止むを得ず支払いが遅れる場合には、早めにご相談ください。

なお、悪質滞納者に対しては、「行政サービスの制限」及び「給水停止」の措置を行うこととなりますので、上下水道料金は納期限までに必ず納めましょう。

料金などに関して、不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

市 税 等 収 納 向 上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219
上下水道課管理係
☎32-2218

滞納処分により差押えた 自動車や軽自動車を順次公売します

市税などを公平に負担していただくため「タイヤロック(車輪止め)」を導入し、自動車など(普通自動車、軽自動車、バイクなど)の差押えを実施します。

これまでの納税催告に応じない方、納付についての誠意が認められない方に対し、法の定めにより預金、生命保険、不動産、給料などの差押えを実施してきましたが、自動車などの差押え(タイヤロック)も実施します。

自動車などを差押えた場合は、保管命令を行った上で使用を制限します。タイヤロックを装着しても納税に応じない場合は、差押えた自動車などを引き揚げ、期日公売やインターネット

ト公売などにより売却し、滞納税に充てることになります。

※タイヤロック公示書は、運転席側のドアミラーに装着します。

※タイヤロックや公示書を棄損、破損した場合は法律により処罰されることがあります。



自動車差押えの現場

今月の納付

- 固定資産税・都市計画税 3期
 - 国民健康保険税 3期
 - 後期高齢者医療保険料 3期
- 納期限 9月30日(土)まで

市長が おじゃまします！

団体・グループ対象



市長と気軽にお話ししてみませんか。まちづくりに対するご意見やご提案などお聞かせください。団体やグループでお申込みください。

目 的	協働のまちづくりを推進するため、市長が市内で活動している団体・サークルのもとにおじゃまして、皆さんから赤平市のまちづくりについてのご意見、ご提言をいただき、市政に反映させることを目的とします。
対象団体	市内にある産業・福祉・教育・芸術文化・スポーツ・まちづくりなどの団体・グループとします。(営利を目的とせず、特定の宗教や政治思想に基づかない団体とします。)
開 催 日	10月2日(月)～11月30日(木) (原則として、土日祝日は除く)
募集期間	9月11日(月)～11月17日(金)
応募方法	市役所企画調整係にある指定の申込書に必要事項を記入して提出してください。
そ の 他	時間は1時間～1時間30分程度とします。 懇談会の進行は希望される団体が主体となって行ってください。単に陳情、要望のみを目的としたものではなく、幅広く市民が関心を持つテーマの懇談会とします。

申込み・問合せ 企画調整係
☎32-1834
FAX 32-5033

調査の目的

市は、現在の状況を正しく把握するため、市に所在するすべての車庫・物置などの家屋を課税台帳と照合する、車庫・物置などの全棟調査を平成27年から行っています。本調査結果については、市内全域の調査終了後、平成30年度以降の固定資産税・都市計画税に反映させることを目指しています。

調査には赤平市職員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

調査の方法

赤平市職員が許可を得て該当車庫・物置などの面積を計測し、仕上げなどを確認します。

対象となる車庫・物置

- ・面積が10㎡以上
- ・屋根があり、四方に壁のあるもの。
ただし、車庫の場合は三方以上に壁のあるもの。

以上の要件を満たす車庫・物置などが対象となります。

(例) 対象…既製のカスケードガレージ車庫

対象外…カーポート

調査の期間

市内全域を平成27年から約3年かけて、地区ごとに行います。

車庫・物置などの全棟調査を行います

問合せ
市税係 ☎32-2219



なりすましにはご注意ください

今回の調査には身分証明書を携帯した調査員が伺います。
調査員が、耐震診断、リフォーム、火災報知機・消火器などを勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。
また、その場で税金の納付をお願いすることはありません。
なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。



国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、平成29年9月30日までです。新しい被保険者証は、9月下旬に郵送します。新しい被保険者証が届いたら、内容に誤りがないか確認してください。

有効期限にご注意ください

次に該当する方は有効期限が異なります。

- (1) 75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方
- (2) 退職者医療制度該当者で65歳になられる方



取り扱い上の注意

- 被保険者証は紛失に注意し、大切に保管してください。
- 有効期限を過ぎた被保険者証は使用できません。
- ほかの健康保険に加入した方は、国民健康保険被保険者証は使用できません。
資格喪失の届出をしてください。
- 他人との被保険者証の貸し借りは絶対にやめましょう。

※詳細は、新しい被保険者証に同封される「お知らせ」をご覧ください。

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214